

導入促進基本計画

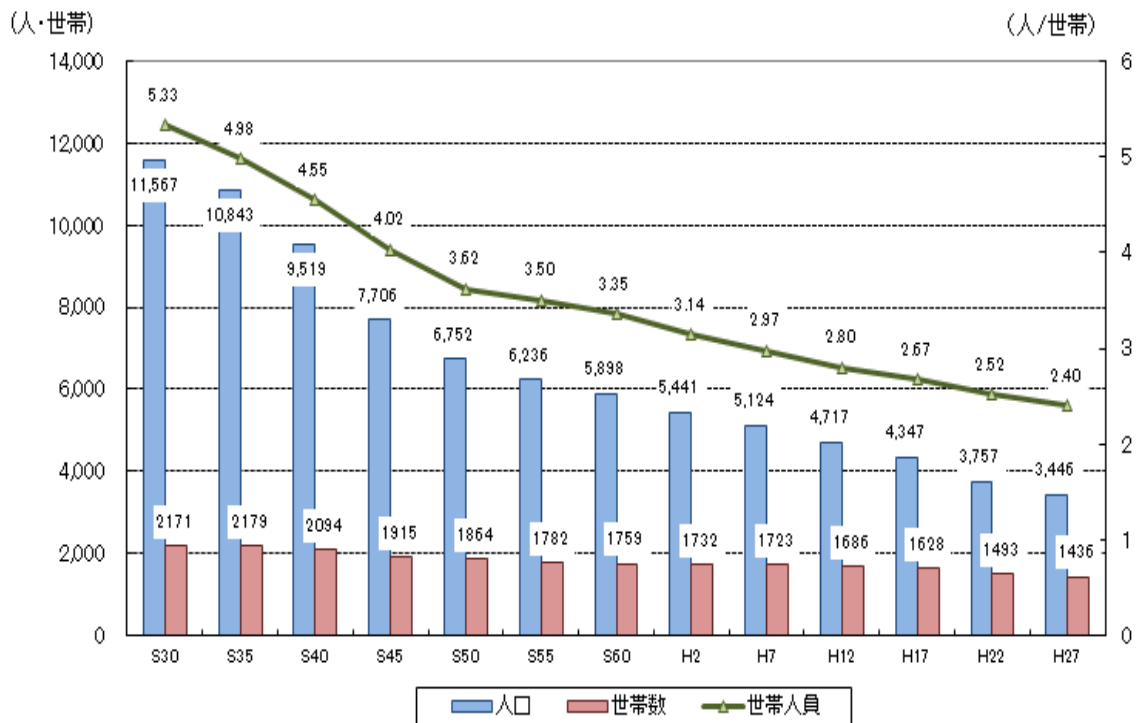
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

1) 人口・世帯数等の推移

- ・国勢調査における昭和30年から平成27年までの人口、世帯数、世帯人員の状況は以下のようになっており、昭和30年は人口11,567人、世帯数2,171世帯、世帯人員5.33人/世帯でしたが、年々減少し、平成27年には人口3,446人、世帯数1,436世帯、世帯人員2.40人/世帯となっています。

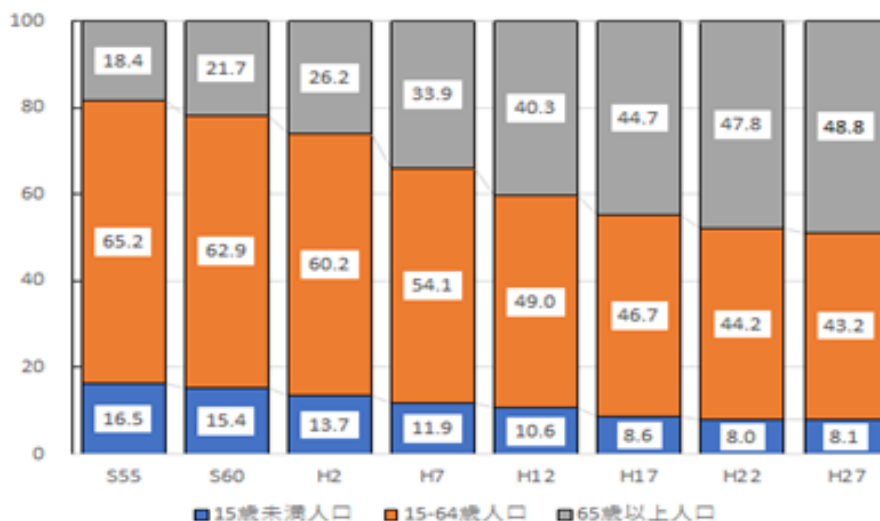
■図表 人口、世帯数、世帯人員の推移 【資料：国勢調査】



2) 年齢3区分人口の推移

- ・年々少子高齢化が進んでおり、平成27年には15歳未満人口（年少人口）が8.1%、15～64歳人口（生産年齢人口）が43.2%、65歳以上人口（高齢者人口）が48.8%となっており、生産年齢人口よりも高齢者人口が上回っています。

■図表 高齢者世帯数 【資料：国勢調査】

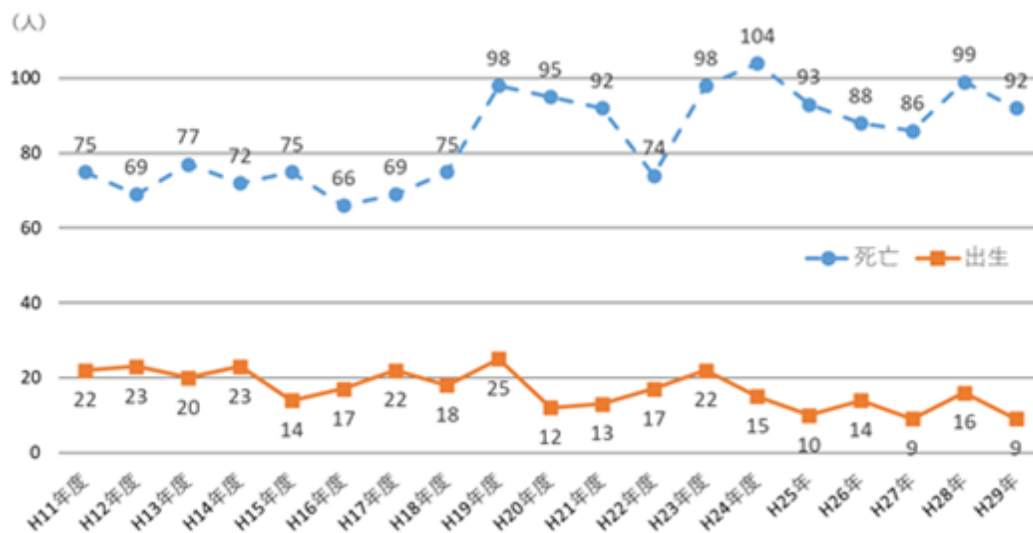


- ・なお、平成27年現在の高齢者単身世帯は311世帯で、平成17年に比べて66世帯増加しています。また、平成27年現在の高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯）は412世帯となっています。

| | H17 | H22 | H27 |
|---------|-----|-----|-----|
| 高齢者単身世帯 | 245 | 299 | 311 |
| 高齢夫婦世帯 | 406 | 367 | 412 |

3) 自然動態の推移

- ・自然動態については、死亡数が増加傾向にある一方、出生数は緩やかな減少が続いています。

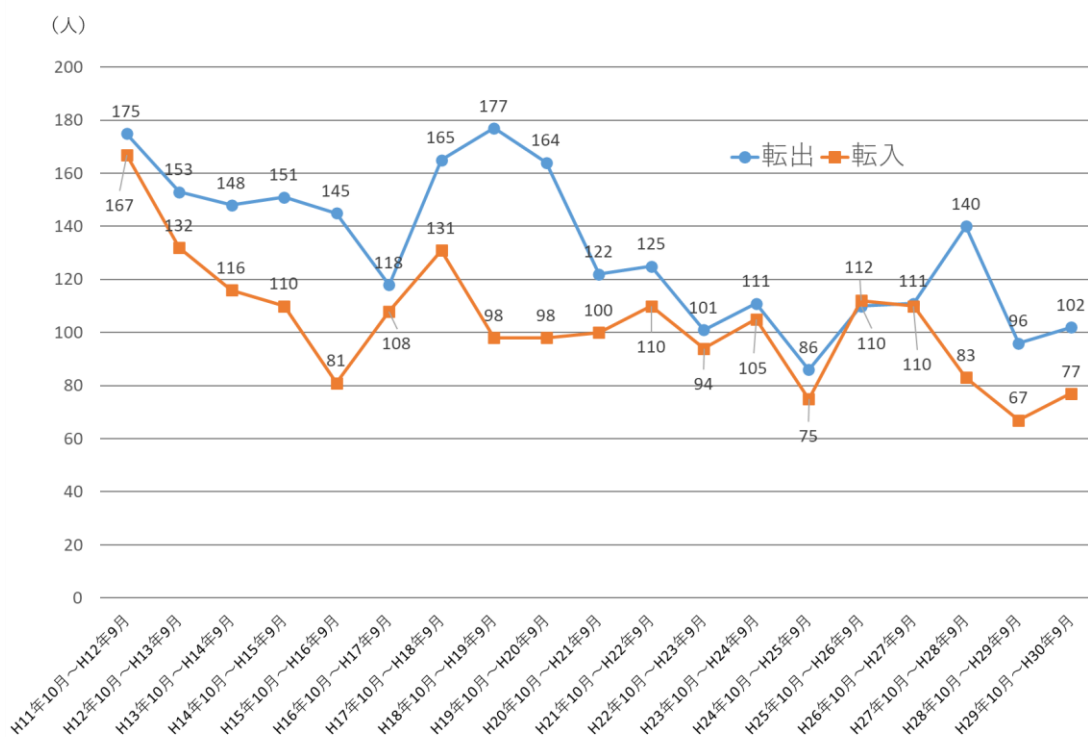


■図表 自然動態の推移 【資料：愛知統計年鑑 市区町村別人口動態】

4) 社会動態の推移

- ・社会動態については、平成 24 年度及び平成 25・26 年は企業移転や空き家活用住宅等の整備により転入が増加しました。

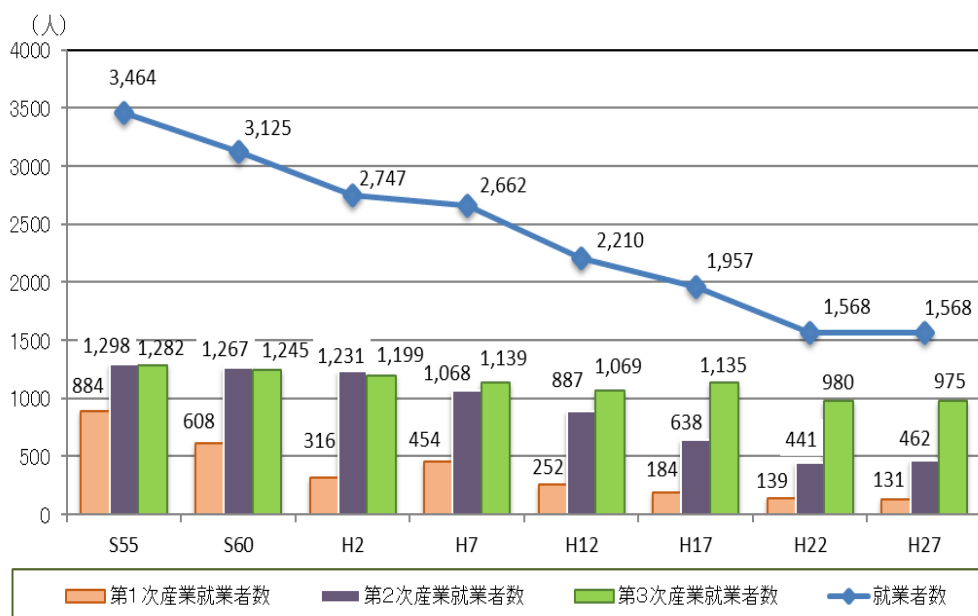
■図表 社会動態の推移 【資料：愛知統計年鑑 市区町村・県内外別移動者】



5) 就業者数の推移

- ・東栄町内の事業所は 221 事業所あり、産業別では卸売業・小売業が 24.9%、建設業が 18.6%、宿泊業・飲食サービス業が 11.3%を占めています。
- ・また、従業者数では、医療・福祉が 25.8%、建設業が 15.3%、卸売業・小売業が 14.3%を占めています。

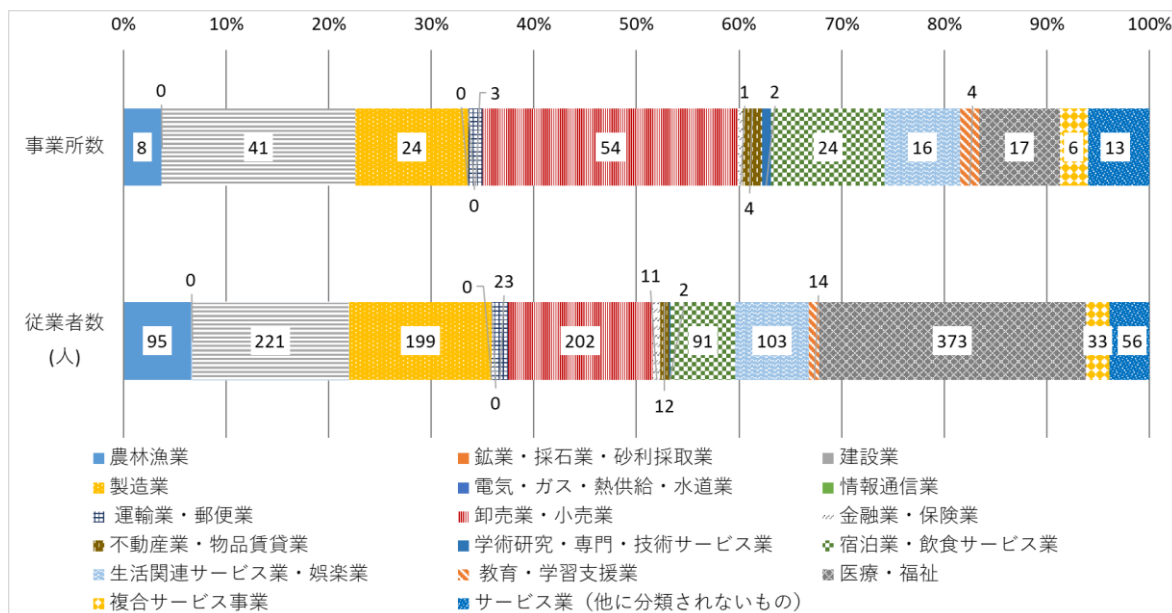
■図表 産業別就業者数の推移 【資料：国勢調査】



6) 産業別事業所数・従業者数

- ・東栄町内の事業所は 232 事業所あり、すべてが中小の事業所で、産業別では卸売業・小売業が 28.0%、建設業が 17.7%、製造業が 11.6%を占めています。
- ・また、従業者数では、医療・福祉が 20.9%、サービス業が 14.6%、製造業が 14.5%、卸売・小売業が 14.5%を占めています。

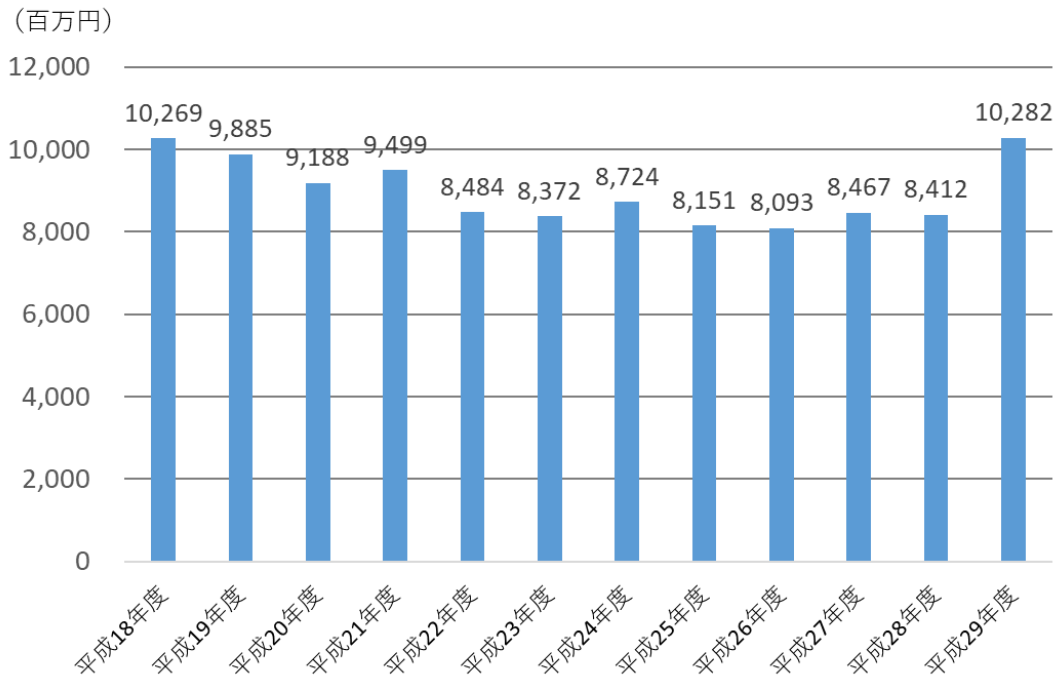
■図表 2016年の産業分類別の事業所数と従業者数【資料：平成28年経済センサス活動調査】



7) 町内総生産

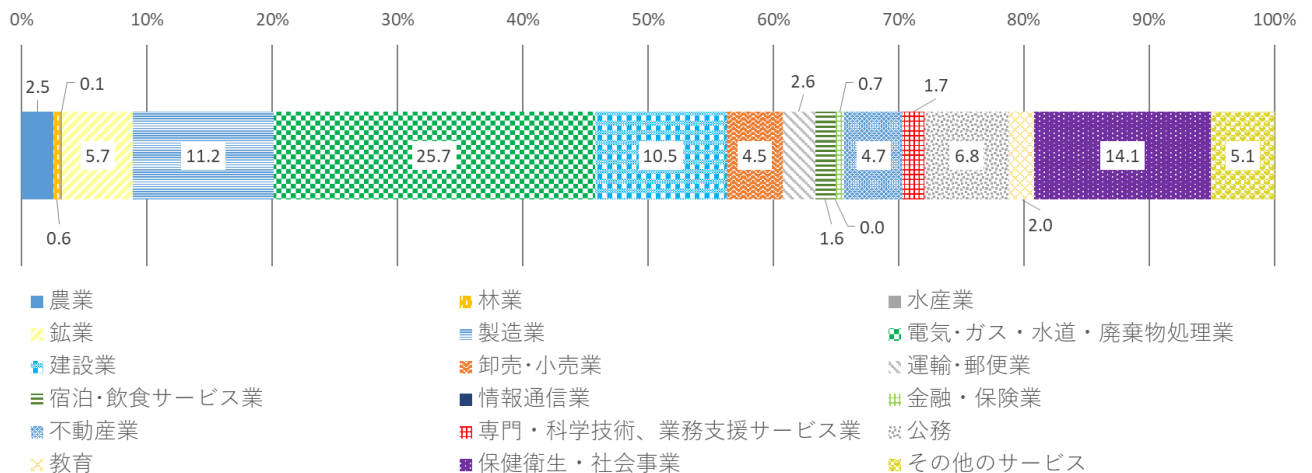
- 町内総生産は減少傾向にあり、平成 29 年度は 102 億 8,200 万円で、県の総生産（40 兆 5,444 億円）の 0.025%、県内 53/54 位となっています。なお、平成 29 年度に調査方法を変更したため、総生産額が増大しています。

■図表 町内総生産の推移 【資料：平成 29 年度あいちの市町村民所得】



- 町内総生産の構成は、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、保健衛生・社会事業、建設業の割合が大きくなっています。

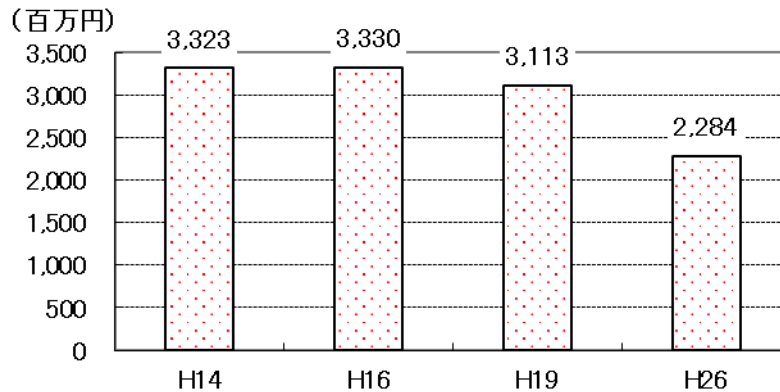
■図表 町内総生産の産業別割合 【資料：平成 29 年度あいちの市町村民所得】



8) 商業

- ・東栄町の卸売業・小売業の年間商品販売額は減少傾向にあり、平成26年で22億8,400万円となっています。

■図表 卸売業・小売業の年間商品販売額の推移 【資料：商業統計】

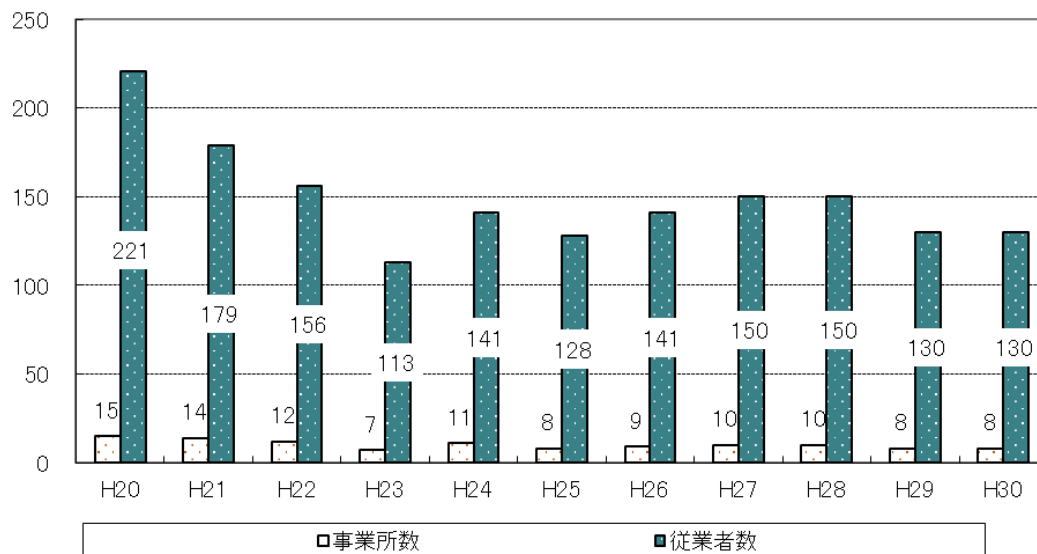


9) 工業

- ・東栄町の製造業の事業所は平成30年（速報）現在、8事業所、従業者数は130人です。

■図表 製造業の事業所数と従業者数、製造品出荷額等の推移 【資料：工業統計】

(事業所数・人)



10) 課題

- ・商業については、人口減少、近隣都市での大規模商業施設の開設や道路網の整備などにより、消費者が減少しています。また、高齢化に伴い、買い物に行くことができない高齢者が増えてきています。加えて、後継者不足も加わり商店数も減少の一途をたどっています。
- ・工業については、全国的な不況の長期化により製造品出荷額や事業所数の減少が続いており、特に地場産業である木材加工は、木材需要の減少や価格低迷により厳しい状況にあります。

(2) 目標

本計画により、町内事業者に先端設備が導入され、その生産性の向上が促進されることで、Iターン・Uターンなどの新規起業者への支援や、地域商工業振興のための支援を拡充し、後継者の確保、商店の減少に歯止めをかけることを目標とします。

また、上記の目標を達成するために目標値と個別施策を次のように定めます。

1) 目標値

| 施策の目標指標 | 現状値 | | 目標値 | 備考 |
|---------|----------------------|---------------------|---------------------|----|
| | 2014 (平成26) 年度 | 2020 (令和元) 年度 | 2025 (令和7) 年度 | |
| 町内事業所数 | 230 | 198 | 167 | |

2) 個別施策

①事業存続と起業等に対する対策

町で暮らしていくためには、商工業が続いていることは非常に重要です。事業存続のため、事業継続を希望する事業者の洗い出しや、事業を引き継ぐことを希望する人とのマッチングの他、相談体制等を構築します。

現在実施している移動販売事業は、事業者存続に向けた取組であると同時に、町での暮らしを支える取組でもあります。引き続き効果的なものとなるよう、改善を重ねながら取り組んでいきます。

令和元年度に実施した町内事業者調査では、回答事業者の約半数が4人以下の小規模事業者でした。こうした家族経営等による小規模事業者の暮らしと事業継続を支えるという視点での、暮らしのセーフティネットの構築も必要です。

また、多業・副業といった多様な働き方や暮らし方をしたい人、起業で稼ぐことを目指す人等、それぞれに応じた支援を町民や関係機関、行政が連携して行います。

【主な事業】

| 具体的な事業の例 | 主体 |
|--|-------|
| 既存事業者の事業継続等を支援するため、商工会による町内消費促進事業への補助や、小規模事業者が必要とする資金を低金利で融資する仕組みの実施 | 町・商工会 |

【事業の目標値】

| 施策の目標指標 | 現状値 | | 目標値 | 備考 |
|------------|----------------------|---------------------|---------------------|----|
| | 2014 (平成26) 年度 | 2020 (令和元) 年度 | 2025 (令和7) 年度 | |
| 新たな起業者数（人） | 4 | 5 | 3 | |

②事業のステップアップ強化

商工会等と連携し、地域課題に取り組むコミュニティビジネスやソーシャルビジネス等の新しい働き方の導入を目指す事業者、また、事業規模拡大等を考えている成長意欲のある事業者を対象に、専門家による相談会や各種研修会を実施します。

また、観光分野との連携も非常に重要です。観光まちづくり協会等とも連携しながら、それぞれの事業者が継続的に利益を出すことを目指します。そのために、個々の事業者が主体的につながり、たくさんの挑戦を繰り返す中で、個々の事業者に合う連携や事業スタイルを見つられるようにします。

【主な事業】

| 具体的な事業の例 | 主体 |
|--------------------------|------------------|
| ビューティーツーリズム等を通じた事業者同士の連携 | 観光まちづくり協会・事業者・町民 |

【事業の目標値】

| 施策の目標指標 | 現状値 | | 目標値 | 備考 |
|---------------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|----|
| | 2014 (平成26) 年度 | 2020 (令和元) 年度 | 2025 (令和7) 年度 | |
| 事業者同士の連携件数（件） （観光まちづくり協会把握分） | — | 1 | 22 | |

(3) 労働生産性に関する目標

東栄町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。これにより、東栄町は設備投資が活発となり、更に経済発展していくことが期待されます。

2 先端設備等の種類

東栄町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、事業所数が少ないながらも多様な業種が東栄町の経済、雇用を支えているため、すべての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業で広範な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

ただし、太陽光発電に関する設備については、自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は、本町の雇用の創出や地域経済の発展に直接つながらず、本計画の趣旨及び目標にそぐわないため、対象外とします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

東栄町の事業所は、町内全域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とします。

(2) 対象業種・事業

東栄町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、事業所数が少ないながらも多様な業種が東栄町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とします。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様です。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

先端設備等導入計画の認定に当たっては、導入促進指針及び導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとします。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとします。

先端設備等導入を実施しようとする中小企業者に対し、当該中小企業者の行う事業に関する経営方針又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保その他必要な施策を総合的に推進するよう努めます。

先端設備等導入計画の進捗状況を調査し、把握します。また、先端設備等導入計画の進捗状況を定期的に把握し、中小企業者の行った自己評価の実施状況を把握するよう努めます。